

乳母と皇子女の経済的関係

勝浦令子

はじめに

歴史学の立場からの乳母の研究を概観すると、従来は主として乳母のおかれていた地位の推移と、彼女やその縁類である夫や乳母のはたした政治的役割に注目するという視点で進められてきた。⁽¹⁾ そしてこの視点からの成果はほど次のようにまとめられている。即ち乳母は元来その出身階層も社会的地位も低かった。しかし平安中期以後より次第に上昇していき、万事ミウチ的関係が優越するなかで、准ミウチ的関係を足場に政治上勢力を伸ばして、院政期に本格的に勢力を振るようになった。そしてその後、乳母が名目的になりさらに乳母の夫の後見的立場が表面に押し出され、「乳父」という実際には乳母と関係のない地位まで出現していくことなどが指摘されている。⁽²⁾ また以上の公家の乳母だけでなく、武家の乳母についても、彼女らが譜代の家人から出て、武家の同族組織や武士団の発展に大きな役割をはたしたことが指摘さ

れて(3)いる。

このように従来の研究の方向は、乳母とその縁類の政治勢力の増加を指摘することに力点がおかれている。そして乳母と養君との関係については、「親子程の関係」または「准ミウチ的関係」、換言すれば擬制的な母と子の関係にあつたという説明の仕方がされている。そしてその親密な関係がよく現われている例として、乳母の氏姓を養君である皇子女の名とする慣例があつたことが指摘されている。即ちこれが本来は母の名を子につける慣習に由来するものと見られているためである。また平安・鎌倉時代の文学などに見られるように、乳母のみでなく、乳母子と養君は実兄弟以上の親密な関係であつたと言われている。このような乳母や乳母子と養君との擬制的母子関係、兄弟関係という側面を軽視するつもりはないが、しかしそれだけでは少し説明がもの足りないようと思われる。特に前述の乳母の氏姓と皇子女の名の同一性は、大化前代および令制下における皇子女への幼年資養料の支給に係わる経済的な問題に由来する点が少なくないと思われる。そして

これは皇親の経済の問題や名代・子代の問題にも係わる重要な意味を持つていると考えられる。本稿は従来の研究で見落されていた乳母と皇子女の経済的関係を具体的に考察してみたい。即ち乳母の重要な役割である養育ということの背後にある資養料の問題を含めた経済的な部面からのアプローチを行なつてみたい。但し各時代によつてその経済的関係は異なつていたと考えられるので、今回はまず基本的な令制下の乳母と皇子女の経済的関係を考察し、これを起点として、大化前代のあり方を展望することにしたい。

説話にみえる乳母像

『日本靈異記』の中巻に聖武天皇の御世のこととして次のようない話がある。⁽⁷⁾

王宗すなわち皇族の王たち廿三人が寄り集まりそれぞれの持ち回りで宴を催すことにして、次々に宴を開催していた。その中に一人の貧しい女王がいて、廿三人の仲間に入つていたが、宴のための食事などを準備する経済的手だつてもないまま、最後に彼女の番がまわってきていた。そこで平城京の左京にあつた服部堂の吉祥天女の像に、我が身の貧しさを嘆き財を賜えと祈つていると、

女王の児が「故京から豪華な食事が届いた」と知らせて來た。そ

れを持って來たのは女王を養つた乳母であり、乳母のお蔭で女王は王衆たちを満足させ、かつ彼らから多くの財を得ることができた。そのため女王は感謝のしるとして乳母に衣を捧げた。しか

しその後、乳母に着せたはずの衣をきた天女像を服部堂で見たので、乳母に問い合わせたが知らないということで、先の乳母が吉祥天であったことがわかった、という話である。

この説話は王宗の交遊、貧しい女王の存在など様々な問題を含んでいて興味深いが、最も大きな話のポイントは吉祥天が乳母となつて現われることであろう。そしてこの乳母に着目すると次のことが問題となる。一つは皇族が王宗として一致した行動や交遊をしていても経済的には全く別で、むしろ乳母の方が頼りになるという点。次にその乳母が女王とは現在同居しておらず、「故京」から来るとする点。そして『靈異記』で乳母が登場するもう一つの説話と合せて考えると、「乳母」が飲食を持ってきて窮地を救つてくれるという話のパターンがある点などである。これらの点から、女王が故京にいたであろう幼年期に何らかの経済的関係が乳母と結ばれており、それが切れている成人期においても窮地には助けに来てくれても不思議ではない、という乳母像を引き出すことができると思われる。そしてこれは八世紀における乳母の実態的なイメージを反映していると考えられる。

以上のような説話にみえる乳母像に対して、令制の規定はどのような乳母像を示しているのであるか。次に令における乳母のあり方を考えてみたい。

親王及子乳母条について

乳母について規定している後宮職員令17親王及子乳母条は次の

通りである。

凡親王及子者 皆給乳母 親王三人 子二人 所養子年十三以上 雖乳母身死 不得更立替 其考叙者並准宮人 自外女堅 不在考叙之限

さてこの令文はほど次の四点に分けることができる。

- (A) 「支給対象規定」親王とその子即ち二世王に支給する。
- (B) 「員数規定」親王には三人、二世王には一人を支給する。
- (C) 「補充規定」もし親王および二世王が十三才以上になつている時点で乳母が死亡した場合は改めて補充することはしない。
- (D) 「考叙規定」乳母の考叙は宮人なみの扱いとし、それ以外の女堅は考叙の対象としない。

大宝令文は不明であるが、大宝令にもほど同様の主旨の令文があつたと考えてもよいと思われる。⁽¹⁰⁾

次に唐令との関係について若干ふれておくと、『和名抄』の乳母の項に次のような記事がある。

乳母 日本紀師説米乃於止言妻妹也 事見彼書 唐式云 皇子乳母皇孫乳母<sub>乳母和名
米乃止</sub> 辨色立成云 嫉母_{和名知於毛} 今案即乳母

也 乃禮反 字亦作姊⁽⁹⁾

⁽¹⁰⁾

(A) 「支給対象規定」

ここで引用されている「唐式」は開元式であると考えられるが、これによつて唐でも皇子と皇孫の乳母に関する何らかの規定があつたことが知られる。岩波思想大系『律令』の親王及子乳母条の頭註が「この規定は古くからの慣行を成文化したもの。しかし唐令にも見える。⁽¹¹⁾」と唐令の存在を推測しているのもこの式を根拠

にされているのであろう。唐令そのものの存否は不明であるが、この唐式と日本の令文とで、支給対象規定に関しては類似性が認められる。支給対象を二世王までに限定する点に関しては何らかの影響があつた可能性もある。しかしながらこの唐式に日本の令文のような員数規定や支給期限に係わる補充規定、また考叙規定があつたかは不明である。中国では『礼記』内則の乳保母の記事が基本のあり方を示していると見なされており、また『冊府元龜』等に残されている歴代皇帝の乳保母の例を考えてみても、日本とはかなり異なつたものであつたと考えた方がよいと思われる。⁽¹²⁾

次に条文の諸規定について、次のことを基本的な視点として、それぞれ具体的に考察してみたい。即ち親王および二世王などの幼年資養料を誰が負担していたのかという基本的な問題である。当時の婚姻形態から言うと、母方で養育されることが一般的であったと言われるが、養育費もすべて母方の負担であつたのであろうか。その場合父方である天皇や親王、また広義の父方といえる朝廷からの資養料支給はなかつたのであろうか。令文の乳母を支給することの中に養君および乳母自身の資養料を支給することが含まれていると考えられないだろうか。以上の点をふまえて考察する。

支給対象に関しては、内親王と諸王との間に出了きた子は除くといつのが集解諸説のほど一致した見解である。これは父系で世代を計算するのが原則であり、父が二世王ならば子は三世王になるためである。しかし例外的に認められた例として吉備内親王と長

屋王との間の男女を皇孫の例に入れたものなどがある。恐らく二世王と三世王とでは皇位繼承の可能性や、皇親時服の支給量の格差をはじめとして経済上の特典で大きな格差があつたためと考えられる。そしてのことと乳母の支給対象を二世王までとしたことも密接な係わりがあつたと考える。そこで次に二世王の時服の支給量について考察しておきたい。

皇親時服に関する養老祿令¹¹皇親條の規定は次の通りである。

凡皇親年十三以上 皆給時服料 春 縩二疋 絲二絹 布四端 鍔十口 秋 縩二疋 綿二屯 布六端 鐵四廷 其給乳母王者、縩四疋、糸八絹、布十二端 (○字は大宝令文にもある)

この条文からさし当り次の方が問題となる。一つは「給乳母王」の対象であり、一つは「給乳母王」の支給額の問題である。

まず「給乳母王」の対象について集解諸説は殆んど「孫王」即ち「二世王」のみを示し、親王に対しては別の規定があるとしている。⁽¹⁶⁾ この点については『延喜式』に見える時服の支給も親王と諸王では扱いが違っているので、「給乳母王」は二世王を示すと見てよいと考える。但し「孫王」または「二世王」とせず、「給乳母王」という表現を取っていることは興味深いと言える。これは諸王の中でも乳母を給わる王か否かで経済的な意味の違いがあること、またこれは時服の支給額のうえでも他の諸王との間に大きな格差があることを示唆していると考えられる。

そこで第二の問題である「給乳母王」への支給額であるが、まず令文の注の部分の規定が二世王のための全支給額を示している

のか、あるいは他の諸王と同様に春秋の時服を支給した上で、さらに特別に追加すべき額を示しているのかという問題がある。またその額は一年分の全支給額を表わしているのか、あるいは一年間にこの額を二度支給するものなのかという問題がある。

皇親時服については、高橋崇氏⁽¹⁷⁾の詳しい考察があるが、この問題に関しては、注の部分は二世王のための全支給額であり、かつこの額を一年間に二度支給するものとされている。そして鉄・鍔については他の諸王と同様に支給されていたとすべきかもしないとされるが、全体としてはあまり明確な結論を出しておられない。

表1は高橋氏が試みられた『延喜式』主税の祿物価法による束数への換算表に、私案と『延喜式』正親司式の次の規定を追加して作製したものである。

凡諸王給春夏時服者 二世王絹六疋 絲十二絹、調布十八端
鍔卅口、四世王以上並如令 正月廿日錄送省、秋冬准此 但以
締代絲 以鐵二廷代鍔五口 皆向大藏受之 不得遣人代請

ところで高橋氏の説の論拠になるのは祿令皇親條の集解の穴の解釈である。

穴云 間 注云 紿乳母王者 縩四疋 絲八絹 布十二端者
今案龜文 春秋祿法 已有差別 未知 於給乳母孫王者 春
秋祿无差別哉 為當率餘王可加減哉 答 紿乳母王者為別
優生文 是知 春秋之祿 其數无差別 此云未究 可問他人
(傍線筆者)

高橋氏は三世王以下即ち他の諸王が年間三三八束の収入である

表1 皇親時服の支給額

		令 制							
				注		令本文			
		E	D	B+C	A+C	C	B	A	
		秋	春	秋	春		秋	春	
三〇束		縞六疋	六疋	六疋	四疋	二疋	二疋	二疋	総
十二束			八絹	十絹	八絹		二疋	二疋	絲
十五束			十二絹	十八端	十二端	六端	四端	四端	布
三束			卅口	十六端	十口	十口	十口	十口	鍼
三束						二屯	二屯	二屯	綿
五束			十二屯	四廷	五一〇束	三四八束	一七六束	一六二束	鉄
			五四六束	五六束	一〇三四束	六九六束	三三八束	三二束	小計
		換算物価法			二世王案	高二世王橋説	諸王	支給額	備考
					二世王案	高二世王橋説	諸王		

『乳母王者』が令文の引用と見る理由は、穴が二世王を表わす場合「給乳母孫王」と書き分けていることによる。このように考えると、次に続く「春秋之祿 其數无差別」は、注の特別追加分に対する基本給としての「春秋之祿」に関する限り他の諸王とは数量の差別はないという意味に理解できる。

第二点としては、高橋氏のように考えると『延喜式』に見える二世王の時服と他の諸王の時服の支給額にあまりにも格差がありすぎることについて、「このよう⁽²¹⁾な増加を行なつた時期や理由などは判らない」としか説明の仕様がなくなってしまう。しかし私案のように考えると『延喜式』の数量に近くなり、年間の合計にも大きな格差は生じない。令文でも支給額が明瞭な四世以上即ち他の諸王の場合は『延喜式』でも改訂されずに令文のまゝとなっているが

令文の規定では言葉が足らずに不明瞭である二世王の場合は正確をきす目的で全支給額を明記したものと考えられる。恐らくその明記する時点での若干の数量の改訂をしたと考えられるが、時期は不明である。

第一点は穴説の傍線の部分を国史大系本の「給_ニ乳母王者為_ニ別、優生_ニ文」という読み方ではなく、「給乳母王者為_ニ別優_ニ生文」と読み、意味としては、『給乳母王者』という令の注の規定は、別に優遇するために、特例の文が作つてあると考える。『給

以上の私案が成り立つとすれば、令制でも二世王と三世王以下とでは時服の支給額にかなりの格差があつたことになる。また二世王と親王とでもさらに格差があつたことが推測できる。⁽²²⁾このことは二世王以上が十三才以前にも経済上特別な扱いを受けていた

こと、それが乳母を支給されていたか否か、人数が二人か三人かにも係わることを推測する手懸りになる。

(B) 「員数規定」

この員数規定について、角田文衛氏は奈良、平安時代には定員はなく、令の規定は実例に徴してみると定員の規準を示したものにすぎず、平安時代の中期以後は親王・内親王の場合、正乳母三人・副乳母一人となつていていたとされている。⁽²³⁾確かに氏が詳細に検索された例などから見れば、平安中期における乳母の数は令の規定とは係わりなく存在していると考えられるが、奈良および平安初期における乳母の数はかなり令の規定通りに存在していたものと考えられる。

例えば孝謙天皇の場合、阿倍朝臣石井、山田史比壳嶋、竹首乙女ら三人の乳母の存在が知られている。但し孝謙天皇即ち阿倍内親王は養老元年生まれで、その時点では父の聖武天皇は未だ即位しておらず、彼女は女王（二世王）として誕生したはずで、出生時は二人の乳母が支給されていた可能性が強い。この点については彼女の異母姉である井上女王（後の井上内親王）が養老五年に伊勢の斎王になつたとき、乳母二人が付き添つていることが参考になる。そして聖武天皇が即位した神亀元年の時点でも阿倍内親王は十三才に達していなかつたため、さらに一人の追加がなされていたのではないかと推測できる。

平城天皇の場合も、錦部連姉繼、阿倍小殿朝臣堺、武生連朔の三人が確認できる。⁽²⁶⁾但し彼の場合も宝亀五年の誕生時にやはり二世王の位置にあり、父の桓武天皇が即位した時点でも十三才未満で

あつたため、都合三人になつていると考えられる。

また平城天皇の同母弟の嵯峨天皇の場合も、神野某、大秦公忌寸浜刀自女、笠朝臣道成の三人が確認できる。⁽²⁷⁾彼の場合は延暦五年生まれであるから、当初から三人が支給されたと思われる。

乳母の判明する皇子女の例は他にも多少はわかるが、乳母の人数を全員確認できるのは、以上の天皇となつたものが中心である。その点で一般化できるかどうか問題も残るが、大宝令施行以後に生まれた八世紀と九世紀初頭の皇子女の乳母支給員数の実例はほど令の規定通りと言えよう。そしてこの規定は次の(C)「補充規定」の問題とも関連し、皇子女の幼年資養料の支給という経済的な問題と密接な関係があつたと考える。

(C) 「補充規定」

この規定の中で十三才が補充の期限となつていることが注目される。乳母の役割が授乳のみでなく、後見教育係的な面をも併せもち、自立が可能な年令まで必要であるとして、十三才という期限をつけたとも考えられなくはない。しかしそれよりも十三才が皇親時服の支給開始年令と一致することの方が重要な意味を持っていると言える。そしてこれは時服の支給と乳母の支給に密接な関連があることを示唆している。即ち皇子女の側から言えば、十三才以前に乳母が欠けると補充してもらうメリットがあるが、十三才以上になり時服の支給が始まると乳母そのものを補充してもらうメリットがさしてないことになる。つまり十三才を境に乳母の存在意義に変化があり、それは経済的な部面での変化を伴なっていたと言える。そしてこれは十三才以前の皇子女の資養料を乳

母への給祿とセットで支給していたためであると考える。

次に親王の給祿支給を例として、皇子女の幼年資養料と乳母の関係を具体的に考察してみたい。

幼年資養料の支給と乳母

親王の給祿としては、品田・品封・時服・月料があげられるが、そのうち未だ品位をもたない幼年の親王の基本的な給祿は時服と月料であった。この親王に対する時服と月料は令に規定がないが、『延喜式』によつて内容を詳細に知ることができる。

まず時服であるが、『延喜式』太政官式にみえる無品親王の時服の規定は諸司時服の規定に続いて次のように記されている。

凡諸司時服者（中略）六月七日申太政官（割註略）九日奏聞廿日官符下大藏廿二日出給之（中略）其無品親王及乳母時服同月十日官符下大藏十五日出給秋冬准此⁽²⁸⁾

この史料の中で、無品親王と乳母の時服をセットとして同時に支給していることに注目したい。また乳母の時服は一般の後宮女官に対する時服支給と別扱いであることが次の史料によつて知られる。

凡後宮并女官時服及飴物料者夏四月十日冬十月十日中務省申官廿日官符下大藏省廿二日出給⁽²⁹⁾

親王に対する時服が諸王と同様に十三才から支給されたのか、それ以前から支給されていたのかは明らかでない。もし前者だとすると乳母時服は乳母個人に対する支給というよりも、乳母への支給のかたちを借りて、実際には幼親王に支給したものとも考え

られる。また後者としても、親王と乳母への支給が分ちがたいセットとして支給されていることは、無品親王の中でも幼年の場合、乳母が代理として親王と自らの時服を受け取っていた可能性を示唆している。

次に月料の場合をみてみたい。『延喜式』大炊寮には米の月料

支給がみえる。

親王已下月料

無品親王	内親王	妃	夫人	女御 <small>日米各</small>	幼親王	乳母 <small>日二升</small>
小月	女官厨	一百五十六石	小月一百五十石	七斗六升二合	内教坊米廿石	三斗三升三合
斗	斗	石	石	升	石	升
歲以後停止						

（中略）

采女卅七人料	米十八石九斗	小月十八石 二斗七升	中宮女孺廿七石六斗
--------	--------	---------------	-----------

小月	女官厨	一百五十六石	小月一百五十石
斗	斗	石	石

合

大藏縫女卅人	四升	長人 <small>日五升</small>
--------	----	-----------------------

（中略）	（30）
------	------

この場合も無品親王と共に幼親王乳母と乳母子に対する月料支給がセットで行なわれていることが注目できる。特に乳母のみではなく乳母子にも七歳までは月料支給が行なわれていることは、幼親王と乳母子がいわば同じ釜の飯を食う関係にあつたことがわかる。

また諸食料の月料支給の場合も、大膳職式に次のような記事がある。

親王以下月料

無品親王 内親王

表2 「類聚国史」にみえる多産記事

(支給量略)

賀茂齋内親王月料

(中略)

女官月料

女孺二百七十五人 醬六升 淳醬六斗 鹽一斛六斗五升
人別日二勺

内教坊命婦已下一百人鹽三斗

大藏縫女廿六人鹽七升八合

親王乳母 海藻八斤二兩 鹽六升(31)

この雜食料の場合、親王乳母の料は女官月料の末尾に記載されており、しかも幼親王という限定がついていない。しかし米の月料の記載と比較してみると、これも本来は無品親王とセントであったものを、乳母の料だけ切り離して女官月料の方に付け直したものと考えられる。恐らく乳母の女官としての立場がはつきりしていく頃に親王からの分離がなされたと考えられる。

以上の『延喜式』にみえる無品親王と乳母の資養料の支給のあり方によつて、次のことが考えられる。即ち親王と乳母の資養料の支給は常にセットとして同時に支給されており、親王が幼年の場合、乳母が代理として資養料を受け取り親王を養育していたこと、そして乳母の女官化によつて支給が分離していくと推測できること、などである。

次にこれらの点を明確にするうえで参考になると思われる多産に対する乳母支給について考察したい。

多産記事の分析

『類聚国史』にまとめられている天武四年から貞觀十四年までの多産記事を表にすると表2のようになる。(32)

この多産に対する優遇政策は中国に類似の例が見られ、かつ天武四年からこの政策が行なわれていることから、多分に中国の影響を受けていると考えられる。

中国の多産優遇政策は越王勾践が富國強兵策の一つとして「令民生三子者與之乳母、生二子者與之餼、三子力不能獨養故与乳母」(33)と、三つ子に乳母、双子に食料を支給したことが初見である。そして『晋書』の石勒載記に

黎陽人陳武妻 一產三男一女(中略) 勤下書以為一儀諧暢和氣所致 賜乳婢一口穀一百石 雜綵四十四事(34)

このように朝の王朝である後趙では多産を一種の吉祥とし、乳婢と養育料の衣食を支給することが行なわれている。このことから多産優遇政策が異民族の習俗とも考えられなくはないが、後の唐代に入つても、このような政策が続いていたらしく、例えば高宗の永徽六年にも三月と十一月に多産の記事が見える。

嘉州辛道讓妻一產四男

淄州高苑縣吳文威妻魏氏一產四男、三見育(36)

この場合は乳婢や衣食の支給は記載されていないが、恐らく慣例となつていたと思われる。

さて日本において天武四年からみえる多産優遇政策は、律令の繼承の問題とも関連して、この永徽ごろの唐の政策を模倣したものと考えられる。但しその衣糧や乳母の支給については、当時の日本における慣例にもとづいた方法がとられていたと考える。

表2によれば、①と⑤の二例を除くと、基本的には三つ子以上を生んだ者に衣・糧や乳母が支給されていることがわかる。その中でも②③④⑥⑨⑫の六例は、純、綿・布あるいは衣が支給されており、かつそれらがすべて畿内の例に限られることが注目される。この点は賑給の支給方法とも類似している。⁽³⁷⁾ 但しそれも⑫の靈龜三年までで、⑯の天平十八年の例からは畿内にも畿外と同様に支給がなくなっている。

次に衣料の支給額を見ると、子供の数と支給額に一定の比率を推測できるのは淨御原令下の②③の例で、一人当り絶一匹・綿一屯・布二端として考えると、子供人数分+一人分という計算になる。との大宝令下の④⑨はこの計算法では子供二人分にしかならず合わない。これは支給額が半額に変更になったのか、または三つ子のうち何人かが支給の段階で死亡してしまい、その分を減じて支給しているのか不明としか言えない。しかしいずれにして

も前の二例の場合に一人分が余ることが問題となろう。

次に糧料に着目してみると、その種目が穀や稻、あるいは正税や大税となつてゐるが、基本的には子供一人当り稻百束として計算すると、子供の人数分を支給していると見なし得るのが大勢

を占めている。この基準に合わないものが、次の三種の例である。

① 粮料支給の記載のない例(④)。

④子供の人数分より一人分不足する例（⑨⑬⑯）。

⑥子供の人数分より一人分余る例（②③⑦⑧⑩⑯⑰）。

このうちの一人分余る例を、前述の衣料も一人分余ることに合

れせて考観てみると、この余乗分の衣・糧は孚母のいかという憶測が浮ぶ。この点をはつきりさせるため、母の支給とその糧料の支給のあり方を見てみたい。

母の支給のあり方は次の三種の例である

〔**母**〕—**乳母** または **乳母一人** とのみ記載した例 (②③⑥⑦⑧)

（18）「乳母糧料」あるいは乳母に糧を支給することを明記した例
（19）
（20）
（21）
（22）
（23）
（24）
（25）
（26）
（27）
（28）
（29）
（30）
（31）
（32）
（33）
（34）
（35）
（36）
（37）
（38））。

このうちの(二)の乳母支給の記載のない例の中で、(21)からの八例は『日本後紀』の逸文記事にあたり、その前後および巻卅七にあたる(27)(28)は支給されていることから、乳母がこれら八例の場合だけ支給されなかつたとみるよりも記載上省略されているだけとみる方がよいかもしない。

以上を総合してみると、支給の大半を占めるのは⑤の例のうち⑥との重複の五例を除いた二一例である。そしてこの「稻三百束十乳母一人」のセットのうち⑥が乳母に公糧を支給することを明記していることに注目すれば、全体的な「支給基準」は

「子供の人数分の稻十乳母一人十乳母の公糧」

を考察してみたい。

と言える。このように考えると、乳母の公糧を支給することを明記していないものも、支給記載が省略されているだけで、実際に

は別に支給されていたと考えうる可能性も出てくる。そして前に

衣料や糧料が子供の人数分より一人分余る例の場合、これが乳母の分ではないかと推測したが、これらの例がこの「支給基準」の初見である⁽¹⁵⁾以前にはぼ片寄つていることはこの推測を強める。つまり天平勝宝以前の時期は衣糧の中に乳母への糧料分を含めて支給するかたちを取つていたと考えられる。言い換えると、八世紀初頭のころは乳母の公糧も混然と組みこんだ形での支給をしていたが、次第に「支給基準」が確立していく中で、それぞれ別枠で支給するようになつていったと推測できよう。

以上の多産記事の分析から次のことが考えられる。即ち乳母を支給することには、乳母の糧料とその養うべき子供の資養料が本來は分別しがたいセットとして支給されるものであり、このよくな一体性が特に八世紀初期の史料に多いことである。そしてこれは多産に対する乳母の場合だけでなく、前述の皇子女に対する乳母支給の場合にもあてはまると考えられることである。『延喜式』では乳母と親王への時服や月料を、支給量は異なるが同時に一つのセットとして支給していたが、これがかなり古くまで遡れるごとである。そして雑食料の月料にみられたように、次第に別枠で支給するようになつていったと考えられることである。

次にこのような幼年資養料を乳母の糧料とセットで支給することに関連して、乳母の氏姓と皇子女の名が同一であることの意味

乳母の氏姓と皇子女の名の同一性の意味

皇親の給禄のための基礎台帳が、正親司の管理する皇親名帳であり、そこに記されている名前は、例えば同世代で同名の者がある場合、まぎらわしさを避けるため速かに新名にかえて帳を訂正しなければならないことになつていた。⁽³⁸⁾ このような皇親名帳に記された名前が実名であつたかどうかは別問題として、少なくとも給禄のために必要な名前として登録されたことは確かであろう。この皇親の台帳に乳母が密接な関係を持つていたことが次の史料によつて窺える。職員令中務卿の職掌に関する集解の中で、

釈説が次のような解釈を示している。

釈云 私案 後宮令給乳母條云（令文略）

即知 有親王名帳 乃合考乳母等 故有品無品皆給也⁽³⁹⁾

これは乳母の考叙の問題とも関連するが、親王の乳母の考課の場合「親王名帳」が重要な資料と考えられていたことを示している。勿論乳母の場合も「乳母名帳」が存在したことが知られている。この「乳母名帳」は女王・内命婦・宮人の名帳とは別に存在した氏女・御坐・縫女・東宮宮人・嬪以上女豎・歌女などの名帳と同性格のもので、乳母となつたものを全体として把握する基礎台帳であったと考えられる。しかし個々の乳母の場合は、むしろ養君である皇子女の名帳と密接不可分に把握されていたといえども、即ち皇親名帳に基づいて支給される皇子女の給禄と同時に乳

母の給禄が支給され、特に幼年期においては乳母が代理としてこれらと一緒に受け取ったり、また乳母の考叙も皇親名帳に基づいて行なわれたりするといった関係があつたと考えられる。そこで想起されるのが、乳母の氏姓と養君である皇子女の名との関係である。有名な『文徳実録』の

先朝之制 每皇子生 以乳母姓之名焉⁽⁴¹⁾

のように、乳母の氏姓を皇子女の名に付けた例はかなりの数を確認したり予想することができる。そして嵯峨天皇が自らの皇子女に対して新しい原理で命名を行なうようになるが、それ以前は皇子女の名は乳母の氏姓と同一であるという関係が一般的であった。そしてこの名は幼年資養料の支給を含めた皇子女の把握を目的とした名帳に登録する名でもあった。この名の同一性によつて皇子女と乳母は一体として把握されており、これによつて皇子女への給禄を乳母が代理で受け取ることも可能であり、また逆に乳母の給禄や考叙を皇子女の名帳で管理することもできた。

ところで乳母はいつ停めなければならぬという制限はなく、

終身乳母でいることも可能であった。しかしそれも養君が生存している限りという限定付きて、もし不幸にも養君が死亡してしま

った場合は「乳母之名」を止めなければならないという朱説⁽⁴⁴⁾が集解にみえる。この乳母の名を止めるということは、一つには「乳母名帳」や「皇親名帳」に乳母としての登録をすることを止めることであつたといえる。即ち養君自身がその死によつて皇親の名帳から除かれることに伴ない、皇子女と一体として把握されている乳母もまた除かれるという関係にあつたと考えられる。このよ

うに乳母と皇子女の名の同一性は、給禄・資養料の支給などの経済的関係も含めて、彼らを一体に把握することに重要な意味があつたと言える。そしてこれは令制のみに留まらず、その源流は大化前代の乳母を皇子女への資養料支給のあり方にかかわるユエやミブに求められると考えられる。また前述の「乳母之名」を止めるというもう一つの意味として、乳母が「御母」または「乳母」即ち皇子女の養育という職掌を負つて仕えることを止めるという意味も考えられる。その点では、大化前代に内廷に奉仕した、例えばトノモリやカニモリなどのトモや、宮廷工房で生産に従事した、例えばカヌチやクラツクリなどのトモを構成する氏族が「氏」の名を負い「氏」に固有の職掌を継承した所謂「負名氏」の原理とも通じるものがある。

そこで次に今まで考察してきた令制下の乳母と皇子女の経済的関係が大化前代の皇子女の幼年資養の慣習とどのように結びつかについて考察してみたい。

大化前代の乳母

令制でみられた乳母と皇子女の経済的関係の源流が大化前代に求められるとすれば、それはどのようなものであろうか。繰り返すが令制下の関係の特徴は、

(1) 時服・月料などの資養料支給を含めた皇子女の把握を目的とした皇親名帳に 乳母も同名の原則に基づいて一体的に把握されていたこと。

(2) 乳母と皇子女が同名であったことは、彼らの資養料を同時にまとめて支給する上で、大きな意味を持つていたこと。

(3) 以上の点から令文の乳母支給には、皇子女への幼年資養料の支給の意味が含まれていること、などがあげられる。

このうち(1)の皇子女と乳母の名の同一性については大海人皇子と大海宿禰との例によって大化前代に遡りうる。⁽⁴⁷⁾ また大化前代に部民の所有状況を含めた皇子女の把握のための基礎台帳⁽⁴⁸⁾が存在したことを見たことを想定することはそれほど不自然ではないと考えられる。また皇子女が伝領所有している名代の部名と皇子女の名が一致し、またそれが乳母の氏姓とも一致するという関係も充分あつたと考えられる。例えば、推古天皇は額田部皇女とも称したが、この額田部は彼女の伝領した名代と考えられ、額田部湯坐連が彼女の乳母を出した氏族であると考えられる。そしてこのような関係が大化前代における幼年資養料の支給のあり方に大きく係わっている。そこで乳母と資養料の関係については次の史料が参考となる。

一つは『古事記』垂仁段で、垂仁天皇が後のサホヒメの生んだホムツワケを「何為日足奉」とたずねると、后が次のように答えた。

(A) 取御母 定大湯坐 若湯坐 奉日足⁽⁴⁹⁾

また『日本書紀』神代紀で、トヨタマヒメの生んだウガヤフキアヘズのために、父のヒコホホデミノミコトが次のように養育したとある。

(B) 取婦人 為乳母 湯母 及飯嚼 湯坐 凡諸部備行 以奉養⁽⁵⁰⁾ 焉

そしてこれが乳母の起源説話となつていて。

(A)の場合、御母と大湯坐・若湯坐が一つのセットとして定められていることが特徴である。また(B)の場合は(A)よりも細かく分化したあり方を示していると考えられる。但しこの場合「及飯嚼・湯坐」の部分が「乳母・湯母」と同列の婦人の役と見る一般的な解釈に従うか、または「凡諸部備行」の方にかかり、婦人の役に限定せず、養育を経済的に支える部とみるかで若干解釈が異なつてくる。前者のように解釈すると、「湯坐」も婦人のみの役になり湯人廬城部連武彦など男性の例があることと矛盾してしまった点や、「湯坐」を(A)にみえるような養育を経済的に支えるものとする一般的な理解ともずれてしまふ点で多少問題が残る。(A)と同じ構造とみて、御母である「乳母・湯母」とは一応別のもので、彼らや皇子の資養のためのものとみた方がよいかもしない。いずれにしてもこの幼年資養のセットはユエ(湯坐)またはミブ(壬生)と呼ばれていたといえる。ユエとミブは幼年資養のための人的・経済的セットである点は同じであるが、その呼称の違いは恐らくユエの方は産湯を用意しつかわすことを意味するように湯母(ユオモ)の資養を主とした表現であり、ミブの方はミブが「乳部此云美父」と表現され、また大海人皇子の乳母の親族と考えられる大海宿禰菖蒲が殯宮で「壬生事」を誅したとされるように乳母(チオモ)の資養を主とした場合の表現であると考えられる。

さてこのようなユエ・ミブのセットをみると乳母・湯母という皇子に近侍して奉仕する存在と、資養のための湯坐の存在が、い

わゆるトモ・ベの構造に類似していることが指摘できる。即ちトモである舍人とその資養のための舍人部やこれと同様の采女—采女部の関係と共通している。このトモとしての存在である乳母・湯母即ち女性の養育係を総称してメノトと言つたと考えられる。

さてこのユエ・ミブのセットにおけるトモ・ベの構造の特徴は、単にトモをベが資養することだけに留まらず、そのことが皇子自身を資養することを意味する点にある。つまり「ベ」である湯坐が「トモ」である乳母・湯母を資養し、それが結果的には皇子を資養していることになる。これは養育の初期は乳母による授乳といふことが皇子を資養することであり、それは現実的には乳母を資養することに他ならないという幼年資養の基本的あり方からきているといえる。このような資養における乳母と皇子女の一体性が、ユエ・ミブの特徴であり、これが令制下で乳母と皇子女への資養料を同時にまとめて支給していることの原型であるといえる。そして乳母支給には常に資養料の支給がセットとして存在したことの原型もここに求めることができる。

そこで問題になるのが、史料の(A)(B)にみられたユエ・ミブがいつごろの時期のものを反映しているのかという点である。ユエ・ミブの原型的なものはかなり古くまで遡りうると考えられるが、(A)(B)のような構造をもつものは平野邦雄氏が明らかにされたトモ・ベ制の成立と関連して五世紀後半から六世紀の段階のものを反映していると考えられる。⁽⁵⁸⁾ この点については特定の皇子に奉仕している乳母（メノト）の初見が五世紀末の磐坂市辺押羽皇子の乳母の例であることも参考になる。⁽⁵⁹⁾

以上多岐にわたって乳母と皇子女の経済的結びつきの強さを指摘してきたが、それを要約すると以下のようになる。

禄令の皇親時服の支給額から推測すると、幼年期の十三才以前に乳母の支給を受けていた二世王は他の諸王と比較して、十三才以後もひき続き経済上大きな格差をもつて優遇されていた。また親王と二世王の間でもさらに大きな格差があった。これは後宮職員令の親王及子乳母条に規定されている乳母の支給対象を二世王までとすること、員数が親王三人に対して二世王は二人とすること、そして乳母の補充期限が時服の支給開始年令と一致することなどに由来すると考えられる。

次に皇子女の幼年資養料の支給と乳母に着目すると、無品親王への時服や月料の支給が常に乳母と同時にしかも分ちがたいセットとして支給されていることが知られる。これは六国史に散見する多産優遇政策における、乳母の糧料と養うべき多産の子供の資養料の支給が本来は分ちがたい一つのセットとして支給されていたことと深い関連があつたと考えられる。

このような乳母と皇子女の資養料を同時にセットとして支給することの意味を知る鍵となるのが乳母と皇子女の名の同一性であ

以上のようなユエ・ミブにおける皇子女と乳母との経済的一体性が、彼らが同名であることの大きな理由の一つであったといえよう。

おわりに

る。乳母は皇子女の名帳に密接不可分に把握登録されており、皇

親名帳に基づいて支給される皇子女の給禄と同時に乳母の給禄が支給され、特に皇子女が幼年である場合には乳母が皇子女の分を代理として自らの分と一緒に受け取るといった関係があったと考えられる。そしてこれは彼らが同名であることによつて円滑に行なわれたと考えられ、この同名による一体把握は彼らの経済的結びつきの強さを示すものである。

このような令制下にみられる乳母と皇子女の経済的な結びつきの強さは、大化前代のユエ・ミヅなどの幼年資養のあり方にその原型を求めることができる。ユエ・ミヅの持つてゐるトモ・べの構造、即ちべである湯坐がトモである乳母を資養し、それが結果的には皇子を資養しているという構造の中に、乳母と皇子女への資養料を同時にセットとしてまとめて支給していることや、乳母支給には常に資養料の支給の意味が含まれていることの原型を求めることができる。

そしてこののような乳母と皇子女の経済的関係が、乳母と皇子女の関係をより緊密にし、擬制的な母子関係を結び合う一つの絆となつていたと考えられよう。以上の令制下の乳母と皇子女の経済的関係が平安以後どのように変化していくのかは今後の課題であるが、親王賜田の処分に乳母が関与していることや、一条天皇の遺領処分において、⁽⁶¹⁾中宮・東宮・親王と並んで乳母にも勅旨田を賜与していることなどもこの視点から考えていく必要があると考えられる。

註

- (1) 和田英松「歴史上に於ける乳母の勢力」(『国史国文之研究』所収)。角田文衛「仁明天皇の乳母たち」・同「後一条天皇の乳母たち」・同「白河天皇の乳母たち」(『王朝の明暗』所収)。橋本義彦「乳父管見」(『古事類苑』月報31)。笠原一男編『王朝の世と女性の役割』。

- (2) 橋本義彦「外戚と乳母」(『日本史の基礎知識』)。
(3) 安田元久「武家社会にみる女性の役割」(『歴史と人物』昭和五十四年二月号)。

- (4) 和田英松前掲論文、1103頁。註(1)参照、
(5) 註(2)参照。

- (6) 西岡虎之助「平安時代における乳母の研究」(『日本女性史考』)

- (7) 『日本靈異記』中巻第十四「窮女王歸敬吉祥天女像得現報縁」。

- (8) 『日本靈異記』中巻第卅四「孤嬢女憑敬觀音銅像示奇表得現報縁」。

- (9) 『類聚和名抄』二十巻本、卷二。

- (10) 仁井田陞『唐令拾遺』によれば、『和名抄』の引く唐式⁽⁶⁰⁾はほとんど開元式であるとされている。

- (11) 岩波思想大系『律令』1103頁。

- (12) 『礼記』内則によれば君主の子は師・慈母・保母の三人、大夫の子は食母(乳母)一人、士の子は乳母をつけず実母

- が自ら養育することになつてゐる。君主の子の三人という点は令との関連も考えられなくはないが、『冊府元龜』卷卅八帝王部尊乳保に残されている漢代以後の歴代皇帝の乳母の例ではほとんど一人の例が多い。この点も含めて中国の乳母との比較は別の機会に譲る。
- (13) 『令集解』 国史大系本一〇八頁
- (14) 『統紀』 灵龜元年二月丁丑条。その他に能登内親王と市原王との間の子の例などがある。
- (15) 『令義解』 国史大系本六九頁。
- (16) 『令集解』 国史大系本六六八頁。
- (17) 高橋崇『律令官人給与制の研究』。
- (18) 『延喜式』 国史大系本六六三頁。
- (19) 『延喜式』 国史大系本八六三頁。
- (20) 『延喜式』 国史大系本六六九頁。
- (21) 註(17)四四一頁。
- (22) 親王時服は『延喜式』中務省、国史大系本三五六頁に「無品親王時服亦同絹五十疋 細布卅七端二丈一尺冬加綿二百疋」右五月、十一月廿一日解文進省、六月、十二月五日、省造解文進官」とあり、春夏分で二二〇五束、秋冬分は綿を追加すると二八〇〇束、年間合計が五〇〇五束となる。
参考。
- (23) 角田文衛「仁明天皇の乳母たち」三五頁。
- (24) 『統紀』天平勝宝元年七月乙未条。
- (25) 『政事要略』卷廿四、年中行事九月十一日、官曹事類所引、奉幣伊勢太神宮事。
- (26) 『統紀』延暦七年二月辛巳条。
- (27) 神野某：『文德実錄』嘉祥三年五月壬午条。大秦公忌寸浜刀自女：『統紀』延暦十年正月甲戌条。笠朝臣道成……『後紀』大同三年十二月戊辰条。尚一般には嵯峨天皇即ち神野（賀美能）親王の諱は賀美能宿禰の姓を賜つた大秦公忌寸浜刀自女に由来するとされている。しかし彼女がこの姓を賜つたのは親王の誕生から五年後であり、また前掲の史料から誕生時には神野某という別の乳母が存在したと考えられるので賛成しかねる。恐らく神野某の死などにより、浜刀自女が乳母の代表格になり、賀美能の名を継承したのであろう。
- (28) 『延喜式』国史大系本三三九頁。
- (29) 『延喜式』国史大系本三三九頁。
- (30) 『延喜式』国史大系本八〇四・八〇五頁。
- (31) 『延喜式』国史大系本七七六・七七七頁。
- (32) 『類聚国史』国史大系本二七三・二七五頁。尚多産褒賞が政治的配慮と関係があるという指摘が直木孝次郎「続日本紀の多産記事」（『続日本紀研究』一一六）にある。
- (33) 『風俗通』（『太平御覽』卷三六一、人事部「產」の項
- (34) 『晋書』卷百五 載記第五 石勒下。
- (35) 『晋書』卷百五 載記第五 石勒下。
- (36) 『旧唐書』卷四、本紀四、永徽六年三月条・十一月丙子条。

(37) 舟尾好正「賑給の実態に関する一考察」（『古代国家の形成と展開』）。

(38) 『延喜式』正親司 国史大系本八六三頁。

(39) 『令集解』国史大系本六〇頁。「及女王」の釈説。

(40) 『令集解』国史大系本六〇頁。「宮人」の義解。

(41) 『文徳実録』嘉祥三年五月壬午条。

(42) 皇子と乳母の名の同一性については、和田英松前掲論

文（註(1)に同じ）、直木孝次郎「県主と古代の天皇」

（『日本古代の氏族と天皇』）。

(43) 嵯峨天皇が行なった新しい原理の命名法については橋本

義彦「『名字』雜考—皇子の命名を中心として—」

（『月刊百科』一九八号）参照。

(44) 『令集解』国史大系本一八一頁。朱説が「若不死終身猶為乳母」と述べ、また穴説が養君が何才で乳母を止めるのかという問を出し、それに「不見止限」と答えているように終身乳母として扱われる。これは孝謙天皇の乳母たちが彼女の成人後も「阿倍御母」「山田御母」などと「御母」の尊称でよばれたり、『靈異記』の場合も乳母として扱われていることからも裏付けられる。

(45) 『令集解』国史大系本一八一頁。

(46) 平野邦雄「『氏』の成立とその構造」（『大化前代の社会組織の研究』）。

(47) 大化前代の皇子と養育者の名の同一性について論じた論文は本居宣長『古事記伝』をはじめとし、前掲論文（註

(42)に同じ）の外にも多いが、最近の研究としては黒弘道「春米部と丸子部」（『家永三郎教授東京教育大学退官記念論集、古代の社会と思想』）。

(48) 『日本書紀』大化二年三月壬午条の「皇太子奏請」には入部五百廿四口、屯倉一八一所と具体的な数字が示されているが、この様な計算が可能なためには、皇室所属の入部や屯倉を把握する台帳の如きものが存在していたと考えた方が理解しやすい。そして恐らくこの台帳の形式は入部や屯倉を書きつらねたものではなく、登録台帳を作製した時

点で実際に部や屯倉を伝領したり所有していた皇子ごとに調査した結果を、皇子ごとにまとめて、皇子の名のもとに書き出してあつたものと考える。尚、御名入部と子代入部は、恐らくこのような台帳における登録上の分類による区別からきていると考えられる。即ち前者は皇子ごと、例えば皇祖大兄御名入部、即ち彦人大兄皇子の項には刑部などが登録されており、後者はかつて皇室に所属するものとして天皇によって設置されたことは確かであるが、台帳に登録された時点ではすでに伝領関係が不明確なまゝ豪族の管理所有へ移行していたものを一括したものゝ総称であろうと考えている。この点については他日を期したい。

(49) 『古事記』中巻

(50) 『日本書紀』神代第十段一書第三。

(51) 『日本書紀』雄略三年四月条。

(52) 飯嚼も女性の役に限定せず、離乳食を調達する役と考え

た方がよいかもしない。

社会組織の研究)。

(53) この幼年資養に関する普通名詞的用法であるユエ・ミブ

と、仁徳記・紀の「壬生部」推古紀の「壬生部」、皇極紀

の「上宮乳部」など特定のものをさす固有名詞的な用法と

区別するため本稿では普通名詞的用法をユエ・ミブと表現する。壬生部に関する研究史をみると、これらの混乱が正しい理解の妨げとなっているようと思われる。尚、推古紀

の「壬生部」はこの時期の皇太子的な地位と不可分なもの

として設置されたものと考えられ(岸俊男「光明立後の史的意義」)、「日本古代政治史の研究」)、壬生部—湯沐

邑—東宮湯沐に系譜していくもの(横田健一「壬申の乱前における大海人皇子の勢力について」)、「日本古代の政治と文学」)であると考え、関連はあるが、一般の幼年資養のためのミブとは一応区別しておきたい。また「入部」=ミブ説にも賛成しかねる。これらの点については前掲註

(48)の問題と合せて、改めて別の機会に論じたい。

(54) 『新撰姓氏錄』左京神別下に湯母竹田連の姓がある。こ

れは竹田皇子の湯母をつとめた氏族の可能性があるが、この氏族が「擬^ニ湯殖^ニ賜^ニ田」とユエに擬って田を賜わったという伝承をもつてていることが注目される。

(55) 『日本書紀』皇極元年是歳条。

(56) 『日本書紀』朱鳥元年九月甲子条。

(57) 今谷文雄「湯坐部について」(『日本歴史』242号)。

(58) 平野邦雄「『部』の本質とその諸類型」(『大化前代の

(59) 『日本書紀』顯宗元年二月是月条。内閣文庫本にメノトと訓がある。

(60) 『平安遺文』三六号文書。この文書は偽文書の可能性が強いが、そこに示されている親子内親王の賜田の処分に乳母の上毛野好子が大きく関与していたことは充分ありうると考えられる。

(61) 『小右記』寛弘九年四月四日条。